第

3056

 $\frac{RE \stackrel{\frown}{ADAS}}{U-\textit{\#}_{\textit{T}}\textit{A}\textit{D}\textit{D}}$

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2006年)$ 平成 $_{18}$ 年 $}$ 6月 28日 水曜日

発行所

뭉

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 役員給与の損金算入規制の対応策

Q:一定の同族会社の役員給与について損金算入規制がかけられたそうですが、対応策はありませんか?

A:適用対象外にできないかの検討をしてください。

【解説】

この規定の適用となる会社は、事業年度の終了時点において、①業務主宰役員(法人の業務を主宰している個人である役員)とその特殊関係にある者(業務主宰役員等という)がその同族会社の発行済株式又は出資(自己株式又は出資を除く)の総数又は総額の90%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有していること、②業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の総数が常務に従事する役員の総数の半数を超える同族会社であることとなっています。

したがって、この規定の適用対象外となるには、①又は②の要件に該当しないようにできるかの検討をしていくことになります。

また、この規定は、①基準所得金額(直前3年以内に開始する事業年度の所得等の金額の平均額)が年800万円以下である場合又は、②基準所得金額が年800万円超3,000万円以下であり、かつ、その平均額に占める給与の額の割合が50%以下の場合には適用されないこととされていますので、業務主宰役員の給与を決定する際には、過去2期間の所得等の金額などを考慮して、適用除外にできないかどうかを検討していくこととなります。







